

(令和6年9月17日発表)

耐震シェルター整備事業の補助対象を拡充

◆アピールポイント	地震発生時の住宅倒壊から命を守る対策の一つである、耐震シェルターの設置に関する補助について、対象を拡充しました。
◆内 容 な ど	これまでに耐震シェルター整備事業の補助額拡充については、令和6年7月18日に公表させていただきました（別紙参照）。 さらに「耐震シェルター」の設置費用に対する補助制度をより多くの方に利用いただけるよう補助対象を拡充しました。 補助対象の拡充内容 これまでの「<u>65歳以上の方がのみが居住している住宅</u>」という要件を撤廃しました。

別紙資料 **有** (令和6年7月18日付報道資料「耐震シェルター整備事業の補助額を拡充」)

【問合せ】 建築安全推進課（静岡庁舎5階）
担当 土屋、小沼、鈴木
電話 054-221-1124

耐震シェルター整備事業の補助額を拡充

◆アピールポイント	地震発生時の住宅倒壊から命を守る対策の一つである、耐震シェルターの設置に関する補助額を拡充します。
◆内容など	1 趣旨 地震発生時の住宅倒壊は、市民の命を奪う恐れがあります。その対策として、静岡市では、2001 年度（平成 13 年度）から、1981 年（昭和 56 年）5 月末以前に建築又は着工された木造住宅（以下、「旧耐震木造住宅」という。）の耐震化を進めるため、耐震補強工事に要する費用の一部を補助しています。 今年度、耐震補強工事をしていない旧耐震木造住宅の所有者に耐震化等に関する意向調査を実施した結果、工事費用を工面することが難しいなどの事情により耐震補強工事や建替えが困難であるとお考えの方が一定数いることを確認しました。 そこで、<u>耐震補強工事以外の「命を守る対策」として、耐震補強工事と比べ安価に短期間で設置が可能な「耐震シェルター」の設置費用に対する補助制度をより多くの方に利用いただけるよう補助額を拡充します。</u> 2 補助額の拡充内容 これまでの耐震シェルターの設置に要する経費の「<u>2 分の 1 以内</u>」の額で、<u>上限 12 万 5 千円</u>」から「<u>10 分の 8 以内</u>」の額で、<u>上限 25 万円</u>」に拡充します。 3 補助の対象 次の要件（①～③）を全て満たすこと。 ①<u>旧耐震木造住宅で耐震診断（わが家の専門家診断事業又は木造住宅補強計画策定事業として行う耐震診断）の結果、住宅の 1 階の耐震評点が 1.0 未満である住宅であること。</u> ②<u>65 歳以上の者のみが居住している住宅であること。</u> ③これまでに市の木造住宅耐震補強事業、耐震シェルター整備事業の補助を受けていない住宅であること。 (注)工事契約前に、補助金の交付決定がされていること。

別紙資料 有 ・ 無

【問合せ】 建築安全推進課（静岡庁舎 5 階）
 担当 土屋、小沼、鈴木
 電話 054-221-1124